

## 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定

日本国政府及びオーストラリア政府（以下「両締約国政府」という。）は、

共有する共通の価値観及び目標並びに地域及び国際社会における平和及び安全のために共同で寄与すると  
の両締約国政府の意図を踏まえ、また、特に二千七年三月十三日の安全保障の協力に関する共同宣言、二千  
八年十二月十八日の日本国防衛省とオーストラリア国防省との間の防衛協力に関する覚書並びに二千十二年  
九月十四日の平和及び安定のために協力する日本国及びオーストラリアの共通のビジョン及び目標において  
確認された安全保障の分野において両締約国政府の間に存在する協力関係に鑑み、

二千十三年三月二十二日に発効した情報の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定及  
び二千十三年一月三十一日に発効した日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務  
の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定を認識し、

国際的な共同研究、共同開発及び共同生産に参加することにより、防衛装備品及び技術の性能を改善し、  
並びにこれらの費用の上昇に対処することが先進国の間で一般的になっているという事実を認識し、

両締約国政府が参加する防衛装備品及び技術の共同研究、共同開発及び共同生産が、それぞれの国の安全保障に資すること並びに日本国及びオーストラリアの防衛産業の間の一層緊密な関係を促進することを希望し、

両締約国政府が参加する共同研究、共同開発及び共同生産に係る事業又は両締約国政府の間の安全保障及び防衛協力を強化するための事業を促進するため、防衛装備品及び技術の移転を規律すべき条件が定められる必要があることを認識して、

次のとおり協定した。

#### 第一条

1 各締約国政府は、自国の関係法令及びこの協定の規定に従い、2の規定に従って決定される共同研究、共同開発及び共同生産に係る事業又は安全保障及び防衛協力の強化のための事業を実施するために必要な防衛装備品及び技術（以下「防衛装備品及び技術」という。）を他方の締約国政府の使用に供する。

2 共同研究、共同開発及び共同生産に係る個別の事業又は安全保障及び防衛協力の強化のための個別の事業は、両締約国政府により、商業的採算又はそれぞれの国の安全保障を含む各種の要素を考慮して決定さ

れ、外交上の経路を通じて確認される。

## 第二条

1 前条2の規定に従って決定される事業のために移転される防衛装備品及び技術を決定する機関として合同委員会を設置する。

2 合同委員会は、二の国別委員部で構成する。

日本国側委員部は、次の者で構成する。

防衛省の一の代表者

外務省の一の代表者

経済産業省の一の代表者

オーストラリア側委員部は、次の者で構成する。

国防省、国防科学技術機関及び国防物品機関からそれぞれの一の代表者

外務貿易省の一の代表者

3 移転される防衛装備品及び技術を決定するために必要な関連情報は、外交上の経路を通じて国別委員部

に伝達される。

4 移転される防衛装備品及び技術は、3の規定に従って伝達された関連情報に基づき、合同委員会により決定される。

5 この協定を実施するため、特に、移転される防衛装備品及び技術、移転の当事者となる者並びに移転の詳細な条件を定める細目取極が、両締約国政府の権限のある当局の間で行われる。日本国政府の権限のある当局は、防衛省及び経済産業省とする。オーストラリア政府の権限のある当局は、国防省とする。

### 第三条

1 各締約国政府は、他方の締約国政府から移転された防衛装備品及び技術を、国際連合憲章の目的及び原則並びに細目取極において決定する他の目的に適合する方法で効果的に使用するものとし、いずれの一方の締約国政府も、当該防衛装備品及び技術を他の目的のため転用してはならない。

2 各締約国政府は、この協定に基づいて移転される防衛装備品及び技術に係る権原又は占有権を、当該防衛装備品及び技術を移転した締約国政府の事前の同意を得ないで、自国政府の職員若しくは委託を受けた者（契約者及び下請契約者を含む。）以外の者又は他の政府に移転してはならない。

#### 第四条

各締約国政府は、自国の関係法令及び両締約国政府の間の適用可能な国際約束に従い、この協定に基づいて他方の締約国政府から移転される秘密情報を保護するための必要な措置をとる。

#### 第五条

この協定及びこの協定に基づいて行われる全ての取極は、それぞれの国の関係法令及び予算に従って実施される。

#### 第六条

この協定及びこの協定に基づいて行われる全ての取極の解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議によつてのみ解決されるものとする。

#### 第七条

- 1 この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。
- 2 この協定は、両締約国政府間の書面による合意により改正することができる。この協定の改正は、この

協定の効力発生のための手続と同様の手続に従う。

3 この協定は、五年間効力を有し、一方の締約国政府が他方の締約国政府に対しこの協定を終了させる意思を九十日前に外交上の経路を通じて書面により通告しない限り、その効力は、毎年自動的に延長される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十四年七月八日にキャンベラで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

オーストラリア政府のために